

食品表示基準の検討方針について

平成25年11月

消費者庁食品表示企画課

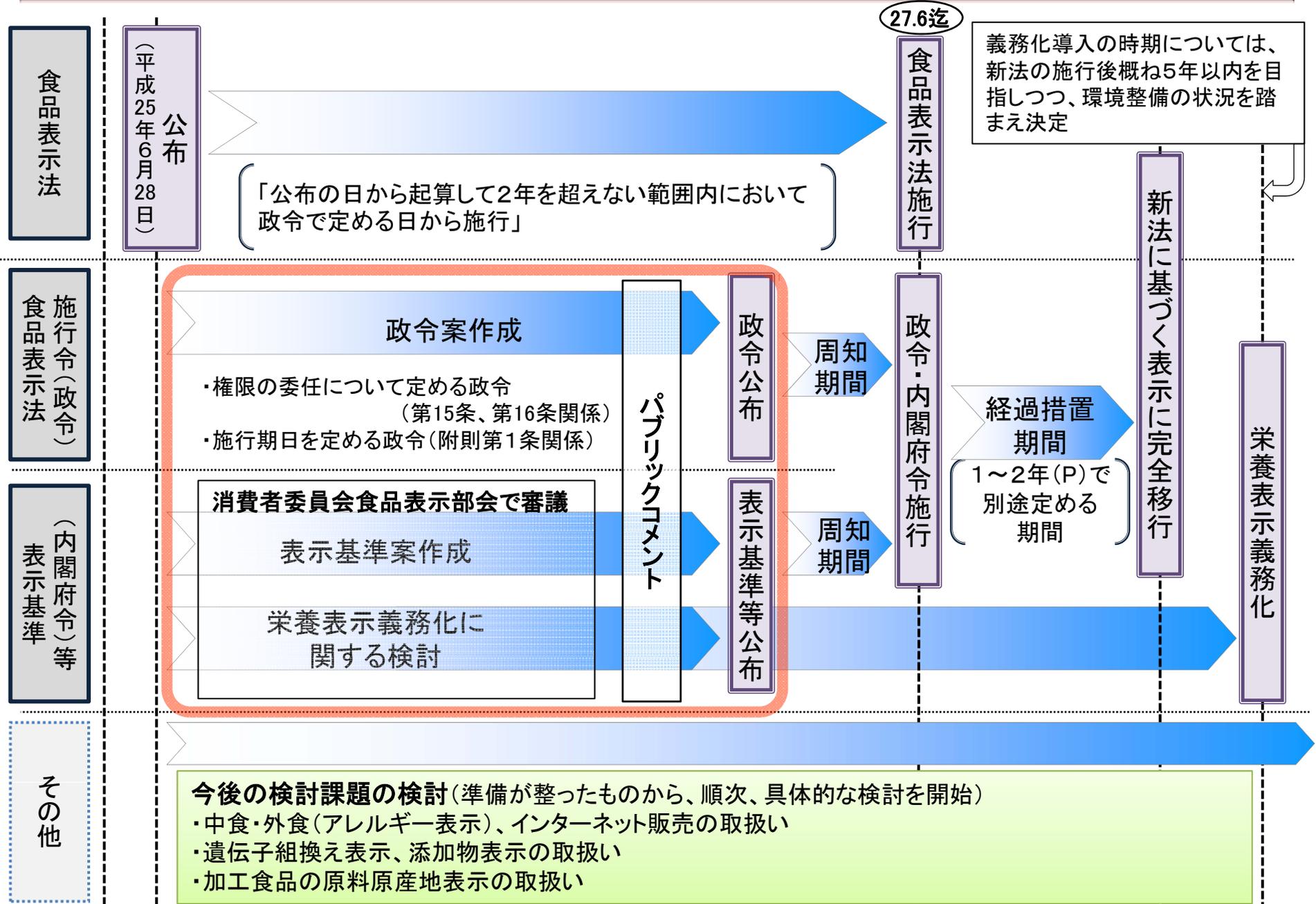
目 次

- ・ 新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール(案) 3
- ・ 食品表示基準府令制定までのスケジュール(案) 4
- ・ 現行の食品表示制度 5
- ・ 食品表示法における食品表示基準策定に係る定め 7
- ・ 食品表示基準の策定方針(案) 8
- ・ 食品表示基準骨格のイメージ(案) 10
- ・ 食品表示部会での当面の主な検討課題(案) 12

参考

- ・ 食品表示基準イメージ(案) 15

新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール(平成25年11月時点)



食品表示基準府令制定までのスケジュール(案)

平成25年11月)	食品表示部会において審議開始 ・全体の構成、表示基準策定に当たっての基本的考え方、基準を統合するに際して必要な検討課題について審議
平成26年夏ころ	食品表示部会においてパブコメ案の了承 →パブコメ実施

(※食品表示法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲で施行
公布日：平成25年6月28日)

現行の食品表示制度

食品衛生法

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

1. 表示を行うべき食品又は添加物

マーガリン、酒精飲料、清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、鶏の卵、容器包装に入れられた食肉、容器包装に入れられた切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの、容器包装に入れられた加工食品、容器包装に入れられていない生食用食肉、添加物 等

2. 表示事項

名称、消費期限・賞味期限、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名、添加物、アレルギー物質を含む旨、生食用食肉に関するリスク表示、組換えDNA技術応用作物である旨 等

3. 表示方法

容器包装を開かないでも容易に見ることができるように容器包装又は包装の見やすい場所に記載紛らわしい表示の禁止 等

4. 省略規定、代替表示規定

※このほかに食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令あり

生鮮食品品質表示基準

1. 適用の範囲

生鮮食品

2. 表示事項

名称、原産地 等

3. 表示方法

名称・原産地の表示方法、表示場所、文字の大きさ 等

4. 業務用生鮮食品の表示事項及び表示の方法

名称、原産地、表示事項の表示場所 等

5. その他の表示事項及びその表示の方法、表示禁止事項、販売業者の努力義務

※生鮮食品の品質に関する表示に係る基準として、玄米及び精米、水産物、しいたけの3品目について個別の品質表示基準あり

加工食品品質表示基準

JAS法

1. 適用の範囲

加工食品(容器に入れ、又は包装された業務用加工食品以外の加工食品に限る。)

2. 表示事項

名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所 等

3. 表示方法

原材料の記載順、食品添加物の記載順、一括表示の様式、文字の大きさ 等

4. 業務用加工食品の義務表示事項及び表示の方法

名称、原材料名、製造業者等の氏名又は名称及び住所、表示の省略 等

5. 特色のある原材料等の表示、表示禁止事項、製造業者等の努力義務

※加工食品の品質に関する表示に係る基準として、46品目について個別の品質表示基準あり

遺伝子組換え食品品質表示基準

1. 適用の範囲

加工食品及び生鮮食品

2. 表示方法

「遺伝子組換え」、「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換えでない」の旨の記載 等

3. 表示が不要な加工食品、表示禁止事項

対象農産物

大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ

※以下、資料中「品質表示基準」は「品表」という。

健康増進法

栄養表示基準

1. 適用範囲 : 販売に供する食品(専ら営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品(鶏卵を除く。))を除く。【任意表示】

2. 栄養成分 : たんぱく質、脂質、炭水化物、ミネラル(亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン)、ビタミン(ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸)

3. 表示事項

(1) 栄養成分表示

・一般表示事項 : 食品単位当たりの熱量(エネルギー量)及びたんぱく質、脂質、炭水化物(糖質及び食物繊維でも可)、ナトリウムの量

・その他の栄養成分 : 13のビタミン、11のミネラル、糖類(単糖類又は二糖類であって糖アルコールでないもの)、飽和脂肪酸、コレステロール

(2) 栄養成分の機能表示 : 12のビタミン、5のミネラル

4. 表示の方法 : 容器包装又は添付文書への記載、栄養成分の記載順、誤差の許容範囲、禁止事項等

5. 強調表示をする際の遵守事項

現行の食品表示制度

食品区分	一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者			業務用食品を扱う事業者			食品関連事業者以外の販売者							
	食衛法	JAS法	健増法	食衛法	JAS法	健増法	食衛法	JAS法	健増法					
I 加工食品	食衛法第19条第1項に基づく基準府令 食衛法第19条第1項に基づく乳等基準府令 ※その他に告示が3本あり	加工食品品質表示基準 個別品質表示基準 46本 遺伝子組換え食品に係る食品表示基準 生鮮食品品質表示基準	栄養表示基準	食衛法第19条第1項に基づく基準府令 食衛法第19条第1項に基づく乳等基準府令 ※その他に告示が3本あり	加工食品品質表示基準 遺伝子組換え食品に係る食品表示基準	×	×	×	栄養表示基準					
II 生鮮食品			玄米・精米品表 水産物品表 しいたけ品表							(鶏卵のみ) 栄養表示基準	生鮮食品品質表示基準	×	×	(鶏卵のみ) 栄養表示基準
III 添加物 (販売の用に供される場合)			×							×	×	×	×	×

※現行58本の基準がある。

食品表示法における食品表示基準策定に係る定め

食品表示法第4条第1項において、食品表示基準は、「**食品及び食品関連事業者等の区分ごとに**」定めることが明記されている。

食品表示法(平成25年法律第70号)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

食品表示基準の策定方針(案)

－現行58本の基準を1本に統合－

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、
双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者等)については変更しない
 - ・ 例外として、例えば、食品衛生法とJAS法の基準を統合するために一部取扱いが変更される部分が生じる。
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする
 - ・ 食品について、例えば、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、例えば、「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用の食品を扱う事業者」、「食品関連事業者以外の販売者」に区分
- 3 2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる ※次頁参照
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について検討する。
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示における代替表記等(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し

個別の品質表示基準の取扱いについて(案)

◆個別の品表の取扱いについては以下の方針で検討

- ① 個別品表に規定されている名称の定義は原則として
存置
- ② 原材料（添加物を含む。）、内容量の記載方法や表示禁止事項については、原則として食品及び食品関連事業者等の区分ごとにルールを統一
- ③ 食品表示法の目的を達成する上で必要なものや他法令の制度との整合性を図るため存置が必要なものについては、個別に存置する方向で検討

食品表示基準骨格イメージ(案) (1)

－現行58本の基準を1本に統合－

食品 食品 食品	食品関連事業者等 一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者	業務用食品を扱う事業者	食品関連事業者以外の販売者	基準に定める内容
I 加工食品	①	②	③	左の9つの区分について以下の内容を定める。 1. 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項 2. 表示方法 (1)横断的事項の表示方法 (2)個別的事項の表示方法 3. 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等
II 生鮮食品	④	⑤	⑥	
III 添加物 (販売の用に供される場合)	⑦	⑧	⑨	

食品表示基準骨格イメージ(案) (2)

食品表示基準府令骨格(案)

加工食品

一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項 ← **食品衛生法に基づく表示基準府令及び加工品表の横断的な規定をイメージ**
例: 名称、アレルギーを原材料として含む旨、保存方法、消費期限、原材料名、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地 等
 - 個別的事項 ← **食品衛生法に基づく表示基準府令、個別品表に定める食品ごとの事項をイメージ**
例: 食肉製品に関する事項、冷凍食品に関する事項 等
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

業務用加工食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項
 - 個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

食品関連事業者以外の販売者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項
 - 個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

生鮮食品

一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項 ← **生鮮品表の横断的な規定をイメージ**
例: 名称、原産地 等
 - 個別的事項 ← **食品衛生法に基づく表示基準府令、個別品表に定める食品ごとの事項をイメージ**
例: 水産物の品質に関する事項(「解凍」、「養殖」、「生食用」) 等
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

業務用生鮮食品を扱う事業者の基準

- 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

食品関連事業者以外の販売者の基準

- 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

添加物

一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者の基準

業務用添加物を扱う事業者の基準

食品関連事業者以外の販売者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項
 - 個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

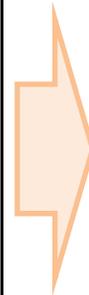
食品表示部会での当面の主な検討課題(案)

- 1 総論 … ① 法の統合作業における検討(食品・事業者等の区分などの整理)
- ・表示義務者の考え方の整理
 - ・生鮮食品と加工食品の線引き(食衛法とJAS法)
 - ・生鮮食品と加工食品の線引きをした際の食品の取扱いの変更に伴う、表示基準の適用関係の整理(※次頁参考)
 - ・インスタ販売に係る表示事項の取扱いについての検討(三法)
 - ・業者間取引における表示対象・表示方法の整理(三法)
 - ・JAS法の個別品質表示基準の整理・統合(ルールを統一できるものの整理)
- ② 用語の統一
- 2 栄養表示 … ③ 対象成分(義務化する栄養成分など)
- ④ 対象食品(消費者向け包装食品に限るのか、など)
- ⑤ 対象事業者(除外規定の設定など)
- ⑥ 表示方法
(100g(100ml)当たりとするのか、1包装当たりとするのか、など)
- ⑦ 強調表示
(他の表示と異なる文字の色、大きさによる表示も強調表示に含めるかなど)
- 3 アレルギー表示 … ⑧ 代替表記等の見直し
- ⑨ 表示方法(個別表示、一括表示など)の整理
- 4 その他 … ⑩ レイアウト、文字の大きさの検討

(※)加工食品と生鮮食品の区分整理により表示ルールが変更となる食品の例

○ 刺身盛合せ(異種混合、インスタ加工でないもの)を生鮮食品と整理した場合

現行制度における表示	
食品衛生法	<p>切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のものに該当することから、食品衛生法に基づく表示が必要。</p> <p>【表示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・消費期限又は賞味期限 ・製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名 ・アレルギー物質を含む旨 ・添加物を含む旨 ・保存方法 ・生食用である旨
JAS法	<p>加工食品に該当し、加工品表が適用される。</p> <p>【表示事項】</p> <p>名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所</p>



生鮮食品と整理した場合の表示(現行の基準を前提として想定)	
食品表示法	<p>生鮮食品の横断的表示事項(JAS法の生鮮品表に定める事項)及び切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のものに関する個別的表示事項(現行の食品衛生法基準府令及び水産物品表に定める事項)に定める表示が必要となる。</p> <p>【表示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原産地 ・解凍(解凍されたものを販売する場合) ・養殖(養殖されたものを販売する場合) ・消費期限又は賞味期限 ・製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名 ・アレルギー物質を含む旨 ・添加物を含む旨 ・保存方法 ・生食用である旨 <p style="text-align: right;">} 追加される表示事項</p> <p>※JAS法で記載することとされていた原材料名と内容量の表示が不要となる。</p>

<表示例>

名称	刺身盛合せ(生食用)
原材料名	ブリ、マダイ、イカ
内容量	2人前
消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)
加工者	○○食品株式会社 ○県○市○

<表示例>

名称	刺身盛合せ(生食用)
原産地	ブリ(富山沖)、マダイ(愛媛県・養殖)、イカ(ペルー・解凍)
消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵(10℃以下であること)
加工者	○○食品株式会社 ○県○市○

参 考

食品表示基準イメージ(案)

内閣府令第〇〇号(案)

目次

第1章 総則(趣旨規定、定義規定など)

第2章 加工食品の表示基準

- 第1節 一般消費者に販売される形態の加工食品を扱う事業者が遵守すべき基準...①
- 第2節 業務用の加工食品を扱う事業者が遵守すべき基準...②
- 第3節 食品関連事業者以外の販売者が遵守すべき基準...③

第3章 生鮮食品の表示基準

- 第1節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき基準...④
- 第2節 業務用の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき基準...⑤
- 第3節 食品関連事業者以外の販売者が遵守すべき基準...⑥

第4章 添加物の表示基準

- 第1節 一般消費者に販売される形態の添加物を扱う事業者が遵守すべき基準...⑦
- 第2節 業務用の添加物を扱う事業者が遵守すべき基準...⑧
- 第3節 食品関連事業者以外の販売者が遵守すべき基準...⑨

食品表示基準イメージ(案)①について(1)

① 一般消費者に販売される形態の加工食品を扱う事業者の基準

1. 表示事項

(1) 横断的事項

← 食品衛生法に基づく表示基準府令及び加工品表の横断的な規定をイメージ

例: 名称、アレルギーを原材料として含む旨、保存方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地、表示責任者 等

(2) 個別的事項

← 食品衛生法に基づく表示基準府令、個別品表に定める食品ごとの事項をイメージ

例: 食肉製品に関する事項、冷凍食品に関する事項 等

2. 表示方法

(1) 横断的事項の表示方法 } →17、18頁へ

(2) 個別的事項の表示方法 }

3. 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務 等

→19頁へ

食品表示基準イメージ(案)①について(2)

例：一般消費者に販売される形態の加工食品

横断的な表示事項及び表示の方法	
名称	その内容を表す一般的な名称を記載。ただし、一部の加工食品について名称の定義に則して記載すべきとの規制あり。
アレルギーを原材料として含む旨	現行の食品衛生法に基づく表示基準に定める表示方法を引き継ぐ。
保存方法	食品の特性に従って記載。ただし、食品衛生法上の規格基準により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に合う方法を記載
消費期限又は賞味期限	年月日(製造から賞味期限までの期間が3か月を超えるものにあつては年月又は年月日)を分かりやすく記載
原材料名(添加物を含む)	原則として、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載。複合原材料の記載方法についても定める。 ※個別品表に定める原材料(添加物を含む)の記載方法は原則廃止し、横断的なルールとして統合することを想定
栄養成分の量及び熱量	1単位当たりの栄養成分の量及び熱量を当該栄養成分の量又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により記載
原産国名	輸入品にあつては原産国名を記載
内容量	特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に掲げる特定商品については、計量法(平成4年法律第51号)の規定により表示し、その他にあつては内容重量、内容体積又は内容数量を表示 ※個別品表に定める内容量の記載方法は原則廃止
表示責任者等	表示内容に責任を有するものの情報等を記載

食品表示基準イメージ(案)①について(3)

例：一般消費者に販売される形態の加工食品

個別的な表示事項及び表示の方法(例)		
原料原産地名	現行のJAS法の加工品表で定める加工食品について、その主な原材料の原産地を規定に即して記載	【備考】 対象食品については、現行制度のものを引き継ぐことを想定
遺伝子組換え食品に関する事項	現行の食品衛生法に基づく表示基準及びJAS法に基づく遺伝子組換え食品の表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)の加工食品に係る規定を引き継ぐ。	
食肉製品に関する事項(加熱、非加熱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉である原料については鳥獣の種類を、魚肉である原料については魚肉と記載 ・乾燥食肉製品にあつては、乾燥食肉製品である旨記載 ・非加熱食肉製品にあつては、非加熱食肉製品である旨並びに水素イオン指数及び水分活性を記載 ・特定加熱食肉製品にあつては、特定加熱食肉製品である旨及び水分活性を記載 など 	【備考】 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令に定める個別的事項(第1条第2項第15号以下)を想定
冷凍食品に関する事項(凍結前加熱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を記載 ・加熱後摂取冷凍食品にあつては、凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別を記載 	
果実飲料に関する事項(濃縮等)	果実ジュースであつて還元果汁を使用したものにあつては「○○ジュース(濃縮還元)」と記載	
ソーセージに関する事項(でん粉含有率)	でん粉、小麦粉及びコーンミールを使用したソーセージにあつては、でん粉含有量をパーセントの単位で、単位を明記して記載	【備考】 原則として、横断的なルールに寄せて考えることとするが、個別品表に特有の表示事項については、必要なものについては個別的な表示事項として存置
食酢に関する事項(酸度)	食酢にあつては、酸度を記載	

食品表示基準イメージ(案)①について(4)

例：一般消費者に販売される形態の加工食品

表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

記載方法	邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、容器包装又は包装の見やすい場所に記載	<p>【備考】 原則として、加工品表の規定を横断的なルールとして引用し、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令及び個別品表に規定する基準のうち、横断的なルールを具体化している内容のものについて廃止。ただし、<u>個別品表に特別に規定されている表示禁止事項</u>については、<u>個別的事項として存置</u></p>
表示レイアウト、文字の大きさ等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、表示は、別記様式により行うこと。 ・表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 ・表示に用いる文字は、8ポイント以上の大きさの統一のとれた文字とすること。小さな容器包装の場合の例外あり。 	
横断的な表示禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・表示すべき事項の内容と矛盾する用語の禁止 ・産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示の禁止 ・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示の禁止 	
個別的な表示禁止事項	横断的な表示禁止事項のほか、個別品表で規定されている事項の禁止、例えば「特級」、「上級」又は「標準」の用語及びこれと紛らわしい用語を表示してはならない。 <例：ハム類>	
表示責任者の努力義務	加工食品に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する加工食品及び当該食品関連事業者に対して販売された飲食料品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めること。	

食品表示基準イメージ(案)④について(1)

④ 一般消費者に販売される形態の生鮮食品を扱う事業者の基準

1. 表示事項

(1) 横断的事項

← 生鮮品表の横断的な規定をイメージ

例: 名称、原産地 等

(2) 個別的事項

← 食品衛生法に基づく表示基準府令、個別品表に定める食品ごとの事項をイメージ

例: 水産物の品質に関する事項(「解凍」、「養殖」、「生食用」) 等

2. 表示方法

(1) 横断的事項の表示方法

(2) 個別的事項の表示方法

} →21、22頁へ

3. 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務 等

→23頁へ

食品表示基準イメージ(案)④について(2)

例：一般消費者に販売される形態の生鮮食品

横断的な表示事項及び表示の方法	
名称	その内容を表す一般的な名称を記載。
原産地	<p>原産地名は、次に定めるところにより事実即して記載。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記。</p> <p>一 農産物 国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名を原産地として記載可。</p> <p>二 畜産物 イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名(二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名)を記載。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載可。 ロ 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載。</p> <p>三 水産物 国産品にあつては生産した水域名又は地域名を、輸入品にあつては原産国名を記載。ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名等をもって水域名の記載に代替可。</p>

食品表示基準イメージ(案)④について(3)

例：一般消費者に販売される形態の生鮮食品

個別的な表示事項及び表示の方法(例)		
内容量	特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する特定商品であって密封されたものについては、計量法の例により表示	【備考】 生鮮品表を引き継ぐことを想定
販売者の氏名及び住所	特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する特定商品であって密封されたものについては記載	
遺伝子組換え食品に関する事項	現行の食品衛生法に基づく表示基準及びJAS法に基づく遺伝子組換え食品の表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)の生鮮食品に係る規定を引き継ぐ。	—
食肉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉にあつては、鳥獣の種類を記載 ・食肉であつて、刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理を行ったものにあつては、処理を行った旨及び飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨を記載 ・添加物は、当該添加物を含む旨及び用途(定めがあるもの) ・保存方法は、食品の特性に従つて記載。ただし、食品衛生法上の規格により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に合う方法を記載 	【備考】 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令に定める事項及び個別品表に従来より特別に定める事項を想定。 食品の性質等を考慮して、個別の事項の中でまとめられるものはまとめる。
生かきに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費期限又は賞味期限を分かりやすく記載 ・添加物は、当該添加物を含む旨及び用途(定めがあるもの) ・保存方法は、食品の特性に従つて記載。ただし、食品衛生法上の規格により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に合う方法を記載 ・採取地として採取された海域又は湖沼を記載(生食用のみ) 	
水産物の品質に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍したものを解凍したものにあつては、「解凍」と記載 ・養殖されたものにあつては、「養殖」と記載 ・切り身又はむき身にした鮮魚介類であつて生食用のもの(凍結させたものを除く。)にあつては、生食用である旨を記載 	
しいたけの栽培方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原木栽培による栽培方法については、「原木」と記載 ・菌床栽培による栽培方法については、「菌床」と記載 ・原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにおける栽培方法については、重量の割合の多いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と記載 	

食品表示基準イメージ(案)④について(4)

例：一般消費者に販売される形態の生鮮食品

表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等		
記載方法	小売販売以外の販売者にあつては、容器包装又は包装の見やすい場所、送り状、納品書等又は規格書等に、小売販売者にあつては、容器包装若しくは包装の見やすい場所又は製品に接近した掲示その他の見やすい場所に記載	<p>【備考】 原則として、生鮮品表の規定を横断的なルールとして設置 ただし、玄米精米について、従来より、玄米精米品表に特別に規定されている規制(表示禁止事項)は、個別的事項として存置</p>
表示レイアウト、文字の大きさ等	・容器包装又は包装に印刷する表示に用いる文字は、8ポイント以上の大きさの統一のとれた文字とすること。	
横断的な表示禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語の禁止 ・表示すべき事項の内容と矛盾する用語の禁止 ・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示の禁止 	
個別的な表示禁止事項 ＜玄米精米＞	<ul style="list-style-type: none"> ・未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語の禁止 ・「新米」の用語の原則禁止 ・原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地、品種又は産年を表す用語の原則禁止 ・産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語の禁止 	
表示責任者の努力義務	生鮮食品に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する生鮮食品及び当該食品関連事業者に対して販売された生鮮食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めること。	